

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	コミュニティ NS 合同会社
法人 所在地	神奈川県秦野市鶴巻南 4-18-21
法人 種 別	営 利 法 人
代表者 氏名	山 崎 慶
電 話 番 号	0463-59-9981

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1)居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	ひなた居宅介護支援事業所
所 在 地	平塚市日向岡 2-17-12
介護保険指定番号	1 4 7 2 0 0 4 6 3 7
サービス提供地域	平塚市、大磯町、二宮町、中井町、小田原市、伊勢原市、秦野市

(2)当法人のあわせて実施する事業

種 類	事 業 者 名	事 業 者 指 定 番 号
-----	---------	---------------

訪問看護	ひなた訪問看護ステーション	1462090371号
------	---------------	-------------

(3)職員体制

従 業 員 の 職 種	区分	業 務 内 容	人数
管理者	常勤兼務	事業所の運営および業務全般の管理	1
主任介護支援専門員	常勤兼務	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	0

(4)勤務体制

平 日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時30分 原則として、土・日・祝祭日および年末年始を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

(5) 営業時間

平 日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時30分 原則として、土・日・祝祭日および年末年始を除く
時間外緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

(6)居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	ケアマネジメント実践記録様式(独自方式)を使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
介護支援の提供	利用者自宅等において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等につき、理解しやすいように説明及び相談に応じる

(7)利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援費(ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～44 件	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 45～59 件	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費(ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	323 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援（Ⅱ）

居宅介護支援費(ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～49 件	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 50～59 件	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援費(ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

(8)利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80% 以上集中等 （指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月につき 200 単位減算
-----------	---	-----------------

運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	所定単位数の50%に減算
業務継続計画 未実施減算	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合	所定単位数の100分の1に 相応する単位数を減算
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置（虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合	所定単位数の100分の1に 相応する単位数を減算

（９）加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	750 単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカ	900 単位

	ンファレンスによること	
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意を得て、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者の居宅を訪問し、心身状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	300 単位
看護小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算	利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	300 単位

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	ひなた居宅介護支援事業所
担 当 者	管理者 主任介護支援専門員 濱里 まち子
電話番号	0463-59-9981
対応時間	8 : 30 ~ 17 : 30

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくよ

うな理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者より対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

平塚市にお住まいの方 平塚市役所 介護保険課	電話 番号	0463-21-8790
	受付 時間	8:30~17:00
大磯町にお住まいの方 大磯町役場 福祉課	電話 番号	0463-61-4100
	受付 時間	8:30~17:15
二宮町にお住まいの方 二宮町役場 高齢介護課	電話 番号	0463-71-3311
	受付 時間	8:30~17:15
秦野市にお住まいの方 秦野市役所高齢介護課	電話 番号	0463-82-9616
	受付 時間	8:30~17:15
伊勢原市にお住まいの方 伊勢原市役所 介護高齢課	電話 番号	0463-94-4711
	受付 時間	8:30~17:00
中井町にお住まいの方 中井町役場 健康課	電話 番号	0465-81-5546
	受付 時間	8:30~17:15
小田原市にお住まいの方 小田原市役所 高齢福祉課	電話 番号	0465-33-1827
	受付 時間	8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	電話 番号	045-329-3447
	受付 時間	8:30~17:15

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態で、サービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、本人または家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 秘密の保持

- ①事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. その他運営についての留意事項

- ①事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。（・採用時研修 採用後3ヶ月以内、 ・継続研修 年1回 ）

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報

を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ます。利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. 虐待防止

事業者は利用者との人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する担当者 濱里まち子（管理者）

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 衛生管理

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 公正中立の確保

利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前 6 月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画書の数が占める割合、前 6 月間に当事業所において作成された居宅サービス計画書に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等につき、居宅介護支援の提供開始に際し、利用者又はその家族の理解が得られるよう十分説明する義務を負います。

（令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 2 月末）

サービス種別/割合	紹介上位事業者名および割合		
訪問介護	神奈川高齢者生活協同組合 14.06%	真 訪問介護 26.56%	ケアステーションいつき 18.75%
通所介護	アビリティーズ・デイサービス 湘南高村 サバティ 神奈川秦野中井 11.11%	アパーク伊勢原デイ サービスセンター 神奈川高齢者生活協 同組合 14.81%	メディカルケアパーク伊 勢原デイサービスセンタ ーACE ツクイ平塚 9.25%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター	サロンディ桜ヶ丘	デイサービスセンター福

	みんなの家ながもち 29.72%	16.21%	寿荘 アクア・ケアサービス キ ラッと 百笑 13.51%
福祉用具貸与	オーシャン 23.16%	(株) 信愛 15.8%	メディケアセンター平塚 23.89%

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するもの
とします。

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者名 ひなた居宅介護支援事業所
所在地 神奈川県平塚市日向岡2-17-12
管理者 濱里 まち子
説明者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開
始に同意しました。

年 月 日

利 用 者

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名
